

---

# 国際刑事裁判所への 協力義務をめぐる法と政治

竹村 仁美  
Takemura Hitomi

---

はじめに——「アフリカ問題」とは何か

国際刑事裁判所（ICC）は、1998年7月に採択された常設の国際刑事裁判所に関するローマ規程（以下、「規程」）によって設立された国際組織である。現在までICCが捜査開始を許可した11の事態のうち10の事態がアフリカの事態であり、実際に訴追に至った事態に限ってみれば、すべてアフリカの事態となっている。

規程前文に表われるとおり、ICCは国家管轄権を補完するという補完性原則の下で活動している。ゆえに規程17条は、管轄権を有する国が捜査・訴追を行なっている場合、ICCが事件を受理できないと規定する。ICCが自らの限られた資源を有効に利用するには、紛争が頻発し、国内刑事司法が機能しづらい途上国の事件を扱うことになるのは当然であろう<sup>(1)</sup>。ICCで捜査開始が決定されている6つのアフリカの事態については、締約国自らの国内問題をICCへ付託する自己付託の結果として捜査が開始されたもので、当初アフリカ諸国は反政府勢力に対処するためICCを積極的に利用する姿勢をみせており、自己付託によってICCも関係国の協力を容易に得られることから互惠関係を築いているようにも思われた。ところが、現在は状況が一変し、アフリカ連合（AU）とICCは対立関係に陥っており、この問題は「アフリカ問題」として知られている。

「アフリカ問題」とは、「スーダンのバシール（元）大統領に対する逮捕状の発付およびその後のケニアのケニヤッタ大統領、ルト副大統領の起訴・公判を契機として、ICCが差別的にアフリカをターゲットにし、西側諸国の価値観を押し付け、主権を侵害している」とアフリカ諸国がICCを批判する状況<sup>(2)</sup>、ならびにその後のアフリカ諸国によるICCへの非協力に始まり、一部アフリカ諸国の規程からの脱退<sup>(3)</sup>などの一連の動きを指す。

ICCは、重大犯罪の不処罰をなくすために設立されたという理想にもかかわらず、ひとたび国家の中枢にメスを入れようとする、関係国はICCに警戒心を抱き、他国も協力に及び腰になるという現実を抱えている。国際法上、国家機関に属する個人の刑事責任を追及するためには、主権国家平等のうえに成り立つ国際法秩序の構造転換を必要とする。だが、ICCの検察がこれまでに有罪判決を勝ち得たのは、自己付託案件の非国家実体（non-State actors）であることを裏返してみれば、伝統的国際法から現代国際法への変化に伴う国際社会の正義の要請にまだ多数の国家の実際上の認識が追いついていないとも考えられる。

そして、ICCは、独立・公平であることが期待される一方、強制力を欠く国際組織として

国家の協力が得られなければ、その実効性を担保できないというジレンマを抱える。こうしたジレンマについて、本稿では、第1にICCと国家の協力義務のあり方を通観し、第2に「アフリカ問題」が生じた経緯を説明しながら、第3に「アフリカ問題」をめぐる法と政治について概観し、第4に近時のICC上訴裁判部（上訴部）判決を紹介して、最後にアフリカ問題克服のために今後どのような方策がとられるべきか検討する。

## 1 ICCと協力義務

### (1) 締約国の協力義務

ICCは、多数国間条約によって設立された政府間国際組織であり、警察権力を含む独自の執行機関をもたない。確かに、ICCの検察局には捜査員も存在するが<sup>(4)</sup>、逮捕状執行、判決執行のための独自の組織が存在しない。ICCの下す決定や判決は、国家の協力があってはじめて執行される。

そこで、規程第9部が締約国に協力義務を課す。第1に一般的協力義務が挙げられ、締約国は、ICCの対象とする犯罪に関するICCの捜査および訴追において、ICCに対し十分に協力する義務を負う（規程86条）。第2に協力に関する国内法上の手続きを確保する義務が挙げられ、締約国は、自国の国内法の手続きが規程第9部に定められたすべての形態の協力のために利用可能であることを確保する義務を負う（同88条）。第3に協議義務が挙げられ、締約国は第9部の規定に基づく請求であって、その請求内容の実施を遅らせ、または妨げるおそれのある問題があると認めるものを受けるときは、この事態を解決するためにICCと遅滞なく協議する義務を負う（同97条）。締約国はICCによる援助協力に対して被請求国の法律にしたがって、ICCからの請求に特定されている方法で援助を実施する（同99条）。

### (2) 非締約国の協力義務

多数国間条約体制の限界として、以上の協力義務の規定は、ICCの締約国に関するものである。他方で、国際連合（国連）の安全保障理事会（安保理）の付託によってICCに係属している事態は非締約国の事態となる傾向にあり、関係国の協力を得ることは困難となる<sup>(5)</sup>。現実的な解決策として、安保理は、事態を付託する際の国連憲章第7章の決議において、規程非締約国たる関係国にICCへの協力を要請する<sup>(6)</sup>。しかし通例、安保理決議は協力義務の詳細についてまで明確に記しておらず<sup>(7)</sup>、アフリカ問題の一因となっている。

### (3) 国連との協力関係

国家の協力を得るという点では、ICCと他の国際組織との協力関係も重要である。規程87条6項は「裁判所は、政府間機関に対して情報又は文書の提供を要請することができる。また、裁判所は、そのような機関の権限又は任務に基づくその他の形態の協力及び援助であって当該機関との合意によって定めるものを要請することができる」と定める。ICCは、制度上国連から独立しているものの、規程2条は両者の連携関係を規定しており、2004年には両者間に連携協定が締結された<sup>(8)</sup>。

さらにICCは、国連安保理とも一定の関係性を有している。規程13条(b)によれば、国連憲章第7章の規定に基づいて行動する安保理が、第7章の決議の形式で、規程上の犯罪の行な

われたと考えられる事態を検察官に付託することができる。事態の付託は、13条(a)で締約国にも認められており、13条(c)で検察官には自己の発意による捜査の着手が認められる。ただし、締約国付託と検察官による職権捜査の場合には、規程12条の定めるように属地主義もしくは属人主義に基づいて国内刑事管轄権を行使することができる国が締約国であるか、またはICCの管轄権を受諾していることを必要とする。これに対して、安保理による付託の場合には、12条の要件を満たす必要がなく、これまで安保理がICCへ付託した事態はすべて非締約国のものとなっている。

加えて、安保理と協力義務との関連では、規程87条7項が重要である。本条によれば、万一、締約国が規程に反して協力の請求に応じず、ICCの任務および権限の行使を妨げた場合には、ICCは非協力の認定を行ない、締約国会議または安保理付託の事態であるときは安保理にその問題を付託することができることとされる。

安保理とICCの関連性は、事態の付託にとどまらず、規程16条によれば、安保理は憲章第7章の決議によって、12カ月の期間に限り捜査または訴追の不開始・延期の要請を行なうことができ、その要請は無期限に更新することができる。

以上のとおり、ICCは国家および国際組織の協力に依存するため、政治的影響を受けやすくなる。実際、2019年4月に予審裁判部（予審部）の出したアフガニスタンの事態に対する捜査開始の不許可の決定も、アフガニスタンの政治情勢の複雑さと不安定性に基づく関係国の協力の得難さを、捜査開始が裁判の利益に資しないと判断する材料の1つとした<sup>(9)</sup>。そして当然、安保理との関連性もICCが大国の意向を反映しやすくなることを意味し、安保理による事態付託も、非締約国とICCの関係性を創出することから政治性を高める。

## 2 アフリカ問題の発端

ICCは、締約国に協力義務を課しつつ、国連などの国際組織とも法的に連携関係を結び、その実効性を確保するよう努めている。だが、ICCによるAUとの協力協定締結の試みは拒絶されており<sup>(10)</sup>、アフリカ地域との連携は盤石とは言えない。

当初、アフリカ諸国はICC規程の起草時から積極的に関与しており、規程を最初に批准した国もセネガルであった<sup>(11)</sup>。しかし、2005年3月31日に安保理決議1593が、規程非締約国でAU加盟国であるスーダンの事態をICCへ付託し、2008年7月14日にICCの検察局がバシール大統領（当時）に対する最初の逮捕状の発付を予審部に請求して以来、潮目が大きく変わった。

2008年7月21日、AUの平和・安全保障理事会がコミュニケを発し、スーダンのダルフル地域における和平実現のため、国連安保理に対してスーダンの事態の捜査の延期を行なうよう要請したのである<sup>(12)</sup>。安保理はこの要請に直接応じることはせず、決議1828を採択し、AUのコミュニケに留意するにとどめた<sup>(13)</sup>。そこで、2009年2月に開催されたAU総会がバシール大統領に対する検察官による逮捕状発付要請に懸念を表明し、改めて安保理に捜査延期を求めた<sup>(14)</sup>。AU総会はその後の決定において、安保理に対する要請が履行されないことに鑑み、AUにとっては協力義務の例外的規定<sup>(15)</sup>とみなされる98条を根拠として、AU加盟国が

バシール大統領の逮捕と引き渡しに協力しないよう求める決定を出すようになった<sup>(16)</sup>。

### 3 現職大統領の外国刑事管轄権からの免除とICCに対する引き渡し義務

アフリカ問題の法的側面として、規程98条1項に関するAUとICC間の解釈の相違が挙げられる。98条1項は「裁判所は、被請求国に対して第三国の人或は財産に係る国家の或は外交上の免除に関する国際法に基づく義務に違反する行動を求めることとなり得る引渡し又は援助についての請求を行うことができない。ただし、裁判所が免除の放棄について当該第三国の協力をあらかじめ得ることができる場合は、この限りでない」と定める。

他方で、27条1項は、「この規程は、公的資格に基づくいかなる区別もなく、すべての者についてひとしく適用する。(後略)」と定め、同2項は「個人の公的資格に伴う免除又は特別な手続上の規則は、国内法又は国際法のいずれに基づくかを問わず、裁判所が当該個人について管轄権を行使することを妨げない」と定めている。98条1項と27条は一見して矛盾する内容を孕んでいるが、2009年にバシール大統領に対する最初の逮捕状発行を決定した際、ICCの予審部は免除について正面から検討を行わず、98条にも言及しなかった<sup>(17)</sup>。

アフリカ問題の法的側面がなかなか解決しない理由のひとつには、国家元首などの政府高官の外国刑事管轄権からの免除に関する国際法の内容が十分明らかとは言えないという事情がある。この点、2002年の国際司法裁判所(ICJ)の逮捕状事件判決は、慣習国際法上、現職の国家元首・政府の長・外務大臣(トロイカ)が外国の民事・刑事管轄権からの完全な免除を享有し、戦争犯罪または人道に対する犯罪に関する刑事手続きであっても免除に関する例外は存在しないと結論づけた<sup>(18)</sup>。ただし、ICJは現職外務大臣が、ある種の国際刑事裁判所において刑事手続きに服することは認めた<sup>(19)</sup>。現在暫定採択されている国連国際法委員会(ILC)の外国刑事管轄権からの政府職員の免除の条文草案も、現職トロイカの外国刑事管轄権からの免除(人的免除)を完全なものとして認める<sup>(20)</sup>。

AUによれば、安保理がスーダンの事態をICCへ付託した際、安保理は当該事態に対して98条を含めた規程の適用を意図していた<sup>(21)</sup>。AU加盟国はAU決定不履行の場合には制裁が課されるとの認識の下、バシール大統領の逮捕に協力しないよう求められている<sup>(22)</sup>。この決定にしたがった一部AU加盟国が、98条について異なる解釈をとるICCによって87条7項の非協力の認定を受ける事態となっている。

ICCの予審部は、98条がバシール大統領の逮捕・引き渡しに関する締約国の協力義務に影響しないとの立場をとっている点で一貫しているものの、予審部による現職大統領の免除に対する見解は時と共に多少の変化をみせてきた。

ICCがバシール大統領の逮捕状に関してAU加盟国に対する非協力の認定を初めて出したのは、2011年10月に大統領がマラウィを訪問したにもかかわらず逮捕せず出国させた時である。第1予審部は、ICJの逮捕状事件判決を参照しつつ、国際裁判所が国際法上の犯罪に対して逮捕を求めている場合、慣習国際法は国家元首の免除の例外を認めているとし、したがって98条1項も適用されないと判断した<sup>(23)</sup>。同予審部によるチャドに対する非協力認定も当然これを踏襲した<sup>(24)</sup>。

2012年1月29日から30日に開催されたAU総会では、国際法上の政府職員の免除に関してICJに対して勧告的意見を要請することを検討するようAU委員会に対して求める決定が出された<sup>(25)</sup>。この提案が出た背景には、ICCの検察局自身の発意に基づくケニアに対する捜査の結果として、2012年1月23日にICCの予審部（多数意見）が出され、政府高官であったムタウラ氏とケニヤッタ副首相（当時）に対して、彼らの関与した疑いのある選挙後暴力が人道に対する犯罪にあたる十分な証拠があるとする犯罪事実の確認決定を行なったという事情がある<sup>(26)</sup>。

2014年になると、ICCの第2予審部は、免除の慣習国際法規則に言及することなく、安保理決議の効果に基づきスーダンが規程の協力義務に服する結果、大統領の享受していた免除が黙示的に放棄されたと判断し<sup>(27)</sup>、2016年の第2予審部のウガンダとジブチに対する非協力認定にも踏襲された<sup>(28)</sup>。

2014年6月、AUは、ICCの対象犯罪を含む国際法上の犯罪に対する管轄権を行使するアフリカ司法人権裁判所の規程となるマラボ議定書を採択した<sup>(29)</sup>。その46条A bisは、AU諸国の国家元首などに同裁判所からの人的免除を認める内容となっている。

2015年には、バシール大統領の訪問を控えた南アフリカがICCに対して規程97条に基づく協議を要請し、予審部の裁判長と協議を行なったが、その翌日に予審部は検察官からの南アフリカの逮捕・引き渡し義務の明確化請求に対する決定を行ない、「明白なことにおいては解釈はなされない（*In claris not fit interpretation.*）」ので、不明瞭なことは何らないから97条の協議を打ち切ると述べた<sup>(30)</sup>。これを受けて南アフリカは、97条の協議手続きおよび27条と98条の関係性の明確化を求めて第14回締約国会議に議案を提出した<sup>(31)</sup>。これにより、締約国会議において、事務局に97条実施のワーキンググループを設置する決定がされ<sup>(32)</sup>、最終的には、97条(c)に基づく協議に関する決議<sup>(33)</sup> や了解<sup>(34)</sup> が採択された。しかし、27条と98条の解釈については、締約国会議が具体的な対応をとることについて、司法の独立を脅かすとして人権非政府組織（NGO）の強い反発がある<sup>(35)</sup>。実際、締約国会議による解釈は示されていない。結局2016年には、南アフリカなどAU加盟国3カ国が脱退の意思表示を行なった。

2017年には、第2予審部は、国家やICCを含む国際裁判所によって国際法上の犯罪について責任を問われている国家元首に対してその免除を否定するような慣習国際法規則を見出すことはできないと判断し、もっぱら安保理決議の効果によってスーダンが締約国の権利義務類似の権利義務を負う結果、27条2項もスーダンに適用され、スーダンは免除を主張できなくなるので、免除の放棄は問題とならないとの立場をとるようになった<sup>(36)</sup>。この見解が同年末のヨルダンに対する非協力認定の多数意見にも受け継がれたが<sup>(37)</sup>、翌年ヨルダンにより上訴がなされた。

ヨルダンはICCの地域グループにおいてアジア太平洋グループに属し、AU加盟国でもないが、ヨルダンもスーダンもアラブ連盟加盟国であり、2017年3月にヨルダンで開催されたアラブ連盟首脳会議の際、1953年のアラブ連盟特権免除条約と規程98条2項を主な根拠として大統領を逮捕しなかった。98条2項は、ICCへの派遣国国民の引き渡しに派遣国の同意を必要とするという国際約束に基づく義務に違反する行動を被請求国に求めることとなりうる引

き渡しの請求をICCが行なうことはできないと定める。

結局、2018年になってもAU諸国、アラブ諸国とICCとの溝は埋まらず、ICJに対する勧告的意見請求の機運が2012年以来再度高まった。2018年1月、AU総会は国連総会に対して、規程27条と98条の関係に関連して国家元首などの政府高官の免除についてICJに勧告的意見を請求することを提案する旨決定した<sup>(38)</sup>。これを受け、ケニアは、2018年の第73回国連総会の仮議題に免除の問題に関する勧告的意見請求を含めるよう要請した<sup>(39)</sup>。

長引くアフリカ問題のなかで、スーダンの国内情勢も変化を遂げた。2018年12月から続いていた反政府デモが衰えをみせず、2019年4月11日にクーデターが勃発、軍がバシル大統領を解任して拘束し、大統領は失脚した<sup>(40)</sup>。

#### 4 ヨルダンの非協力認定に関する上訴裁判部判決

そして、2019年5月9日、ヨルダンの非協力案件で、締約国の協力義務と非締約国国家元首の免除の関係性についてのICCの最終見解となるべくして上訴部判決（多数意見）が出された。免除の問題について、上訴部判決は全員一致で、2011年のマラウィに対する非協力認定の結論に完全に同意するとしたうえで<sup>(41)</sup>、国際裁判との関係において国家元首の免除の存在を認める慣習国際法は存在しないと判断し、国家間で妥当する国家元首の免除に関する慣習国際法の例外を証明する必要はなく、国際裁判との関係においても国家元首の免除が存在することの国家実行と法的信念を証明する責任はそれを主張する者にあるとした<sup>(42)</sup>。本判決には190ページもの共同同意意見が付されている<sup>(43)</sup>。

AU総会は先手を打って、2019年2月、免除に関するAUの立場や慣習国際法と異なる上訴部決定に対して反対するようAU加盟国に呼びかけるとともに<sup>(44)</sup>、ICJに対する勧告的意見請求に関する国連総会での提案も呼びかけた<sup>(45)</sup>。無論、バシル大統領が現職でなくなり、協力義務と非締約国国家元首の免除に関する解釈問題は緊急性を欠いてきた。だが、今回の決定がAUの立場と同じであるとは考え難く、今後AUがICJに勧告的意見を請求するという可能性は残っており、識者もそうなることが望ましいと示唆している<sup>(46)</sup>。

ヨルダンの非協力認定に関する上訴部決定の多数意見は、非協力の問題に対する締約国会議および安保理への付託について予審部の決定を覆し、ヨルダンがその領域にバシル大統領を迎える前にICCに対して協議の要請を行っていたと判断し、予審部が当該協議要請を考慮しなかった結果、付託に関する予審部の裁量の行使を誤ったと判断した<sup>(47)</sup>。

イバニェス判事とボッサ判事の反対意見は、予審部の決定に誤りはなかったと判断し、そもそも締約国会議と安保理への付託に懲罰的な意味合いも制裁的意味合いもなく、過去の成果を踏まえ、締約国会議と安保理に付託することは87条7項の目的および趣旨である協力の促進をもたらすと指摘している<sup>(48)</sup>。

87条7項およびICC裁判所規則109条4項は非協力の場合、ICCは問題を締約国会議または安保理付託の事態であれば安保理に付託できると定めており、二者択一的規定となっているが、実際は、マラウィ、チャドに対する2011年および2013年<sup>(49)</sup>の認定、コンゴ民主共和国、ウガンダ、ジブチいずれについても締約国および安保理双方に付託がなされている。今回、

ヨルダンについては非協力認定にもかかわらずいずれにも付託がなされないこととなり、ナイジェリア<sup>(50)</sup>、南アフリカに並び3件目の付託されない事例となる。

もっとも、締約国会議に付託されたとしても協力を強制する手段は存在せず、緊急事務局会合の開催や裁判所長から被請求国への公開書簡といった手続きが整備されているにとどまることに鑑みれば<sup>(51)</sup>、今回、締約国会議への付託が行なわれなかったことでICCと被請求国の協力義務遵守へ向けた公式な建設的対話の道が途絶えたとも考えられる。

## 結 語

バシル元大統領に対しては、サウジアラビアの王族らからの収賄容疑について2019年8月19日に初公判が行なわれているが<sup>(52)</sup>、ICCへの引き渡しやICCからの逮捕状容疑に関する国内訴追の動きはいまだみられず、国際人権NGOはICCへの引き渡しを求めている<sup>(53)</sup>。争いなしとは言えないが、元国家元首の行なったICCの対象とするようなジェノサイドや戦争犯罪、人道に対する犯罪などの一定の国際法上の犯罪については、たとえ公務のためになされた行為であっても外国刑事管轄権からの免除（事項的免除）の対象とならないという条文案がILCの外国刑事管轄権からの政府職員の免除の条文草案7条で暫定採択されている<sup>(54)</sup>。こう考えるとAUの主張するICC規程98条1項の免除に由来する非協力は、もはやバシル元大統領については問題とならない可能性が高い。他方で、規程27条2項に公的資格に伴う免除に無関係の規定が挿入されている背景には、国内での処罰が難しい公的地位の高い者を訴追するというICCの本来の性質がみえてくるのであり<sup>(55)</sup>、ICCが政治から距離をとるため公的地位の高い者の捜査・訴追を今後行なうべきでないと考えるのは、ICCの存在意義を減却するから望ましくないであろう。

長引くアフリカ問題に効果的に対処するには、安保理、締約国会議、裁判部による非協力の被請求国へのいっそうの働きかけが求められる。第1に、これまで非協力問題の付託にもかかわらず具体的な措置をとってこなかった安保理による強制力を伴った介入が効果的である。しかし、米ロが自国民訴追を恐れてICCに強い警戒心を抱いている現状にあっては、現実的な解決策ではなかろう。第2に、規程112条2項(f)の定める締約国会議の任務のひとつが非協力の問題の検討であり、規程の改正は締約国の参加する検討会議または締約国会議においてのみ行なわれうることに鑑み、締約国会議は98条を維持するかどうか話し合い、維持するとして全締約国が納得のいく解決を導くために法的課題を検討していく必要がある。第3に、裁判部は、国家元首の免除の慣習国際法について、一貫した内容の決定を出していくことで、諸国の信頼を得る必要がある。あるいは、ICJによる勧告的意見が請求された暁には、翻ってICCが勧告的意見をどの程度尊重するかどうか注目が集まるだろう。この点、「ヨルダン上訴判決に関するQ&A」というICCの出した文書は、国際組織は自らの権限を自ら画するという「管轄権管轄権」の考え方に基づき、ICJの勧告的意見によってICCの管轄権は制限されないことを示唆している<sup>(56)</sup>。ICCの標榜する超主権的正義の要請に対して、なお主権国家並存を維持する諸国の認識が追いつかない状況下で、ICCが非協力的被請求国やICJとの対話関係を閉ざす態度は逆効果であり、協議制度や非協力対応を通じた関係国とICC裁

判部との対話、検討会議または締約国会議における国家間、国家とNGO間の対話、ICCとICJの対話などにより<sup>(57)</sup>、慣習国際法および規程内容の明確化と共通理解を焦らず多角的に達成していくことが重要であろう。

- (1) 尾崎久仁子「国際刑事裁判所と国際社会における法の支配」『国際問題』666号(2017年11月)、30ページ。
- (2) 同上、33ページ。
- (3) 2016年の10月には、南アフリカ共和国とブルンジ共和国がICC規程からの脱退を通告、同年11月にはガンビア共和国が脱退を通告した。South Africa, C.N.786.2016.TREATIES-XVIII.10 (Depositary Notification) (19 October 2016); Burundi, C.N.805.2016.TREATIES-XVIII.10 (Depositary Notification) (27 October 2016); Gambia, C.N.862.2016.TREATIES-XVIII.10 (Depositary Notification). 2018年3月には、検察局の予備調査の対象とされているフィリピンが脱退を通告した。Philippines, C.N.138.2018.TREATIES-XVIII.10 (Depositary Notification) (17 March 2018). このうち、ガンビアと南アフリカは、脱退通告の撤回を行なった。Gambia, C.N.62.2017.TREATIES-XVIII.10 (Depositary Notification) (10 February 2017); South Africa, C.N.121.2017.TREATIES-XVIII.10 (Depositary Notification) (7 March 2017).
- (4) 2018年8月時点で、検察局の捜査部には、P5からP1まで合計61名の捜査官がいる。ICC-ASP/17/10 (1 August 2018), p. 68, para. 299.
- (5) 古谷修一「国際刑事裁判の発展と直面する課題——四半世紀の挑戦に対する評価」『国際問題』680号(2019年4月)、44ページ。
- (6) UN Doc. S/RES/1593 (31 March 2005), para. 2; UN Doc. S/RES/1970 (26 February 2011), para. 5.
- (7) 石井由梨佳「国際刑事法廷に対する国家の協力義務」『国際法外交雑誌』第117巻4号(2019年)、68ページ。
- (8) Negotiated Relationship Agreement between the International Criminal Court and the United Nations, 4 October 2004, ICC-ASP/3/Res.1 (2283 UNTS 195).
- (9) ICC-02/17-33, Pre-Trial Chamber II, 12 April 2019, p. 30, para. 94.
- (10) 稲角光恵「国際刑事裁判所 (ICC) とアフリカ諸国との確執」『金沢法学』第56巻2号(2014年)、73ページ。
- (11) UN Press Release, L/2905 (3 February 2009).
- (12) UN Doc. S/2008/481 (23 July 2009).
- (13) UN Doc. S/RES/1828 (31 July 2008), preambular para. 9.
- (14) Assembly of the African Union, 12th Ordinary Session, 1–3 February 2009, Assembly/AU/Dec.221 (XII), paras. 1, 3.
- (15) Dire Tladi, “Interpretation and International Law in South African Courts: The Supreme Court of Appeal and the Al Bashir Saga,” *African Human Rights Law Journal*, Vol. 16, No. 2 (2016), p. 321.
- (16) Assembly of the African Union, 13th Ordinary Session, 1–3 July 2009, Assembly/AU/Dec.245 (XIII), Rev. 1, paras. 9–10; Assembly of the African Union, 15th Ordinary Session, 25–27 July 2010, Assembly/AU/Dec.296 (XV), paras. 4–5.
- (17) Al Bashir, ICC-02/05-01/09-3, Pre-Trial Chamber I (4 March 2009).
- (18) *Arrest Warrant of 11 April 2000 (Democratic Republic of the Congo v. Belgium)*, Judgment, I.C.J. Reports 2002 (14 February 2002), pp. 21, 24, paras. 51, 58. 水島朋則「国際犯罪と外交特権免除の交錯」『国際問題』592号(2010年6月)、30ページ。
- (19) *Ibid.*, p. 25, para. 61.
- (20) Draft Articles 3 and 4, see UN Doc. A/CN.4/729, Seventh report on immunity of State officials from foreign crim-



inal jurisdiction, by Concepción Escobar Hernández, Special Rapporteur, Annex I (18 April 2019), p. 69. 他方で、事項的免除については、条文草案第7条が国際法上の犯罪に関する事項的免除を否定する。Draft article 7, *ibid.*, p. 70.

- (21) Assembly of the African Union, 18th Ordinary Session, 29–30 January 2012, Assembly/AU/Dec.397 (XVIII), para. 6.
- (22) *Ibid.*, para. 8.
- (23) Al Bashir, ICC-02/05-01/09-139-Corr, Pre-Trial Chamber I (11 December 2011), p. 20, para. 43.
- (24) Al Bashir, ICC-02/05-01/09-140-tENG, Pre-Trial Chamber I (13 December 2011), pp. 7–8, paras. 13–14.
- (25) *Ibid.*, para. 10.
- (26) Muthaura, Kenyatta and Ali, ICC-01/09-02/11-382-Red, Pre-Trial Chamber II (23 January 2012).
- (27) Al Bashir, ICC-02/05-01/09-195, Pre-Trial Chamber II (9 April 2014), p. 30, para. 29.
- (28) Al Bashir, ICC-02/05-01/09-267, Pre-Trial Chamber II (11 July 2016), pp. 6–7, para. 11; Al Bashir, ICC-02/05-01/09-266, Pre-Trial Chamber II (11 July 2016), pp. 6–7, para. 11.
- (29) Protocol on Amendments to the Protocol on the Statute of the African Court of Justice and Human Rights (27 June 2014).
- (30) Al Bashir, ICC-02/05-01/09-242, Pre-Trial Chamber II (13 June 2015), pp. 1, 5, paras. 3, 8.
- (31) ICC-ASP/14/35, Annex I (27 October 2015).
- (32) ICC-ASP/14/20, p. 12, para. 59.
- (33) ICC-ASP/16/Res.3 (14 December 2017).
- (34) ICC-ASP/16/29, Appendix (22 November 2017).
- (35) Amnesty International, Five Recommendations to the 14th Session of the Assembly of States Parties (2015); Human Rights Watch, Human Rights Watch Briefing Note for the Fifteenth Session of the International Criminal Court Assembly of States Parties (11 November 2016).
- (36) Al Bashir, ICC-02/05-01/09-302, Pre-Trial Chamber II (6 July 2017), pp. 26, 32–33, paras. 68, 88–91.
- (37) Al Bashir, ICC-02/05-01/09-309, Pre-Trial Chamber II (11 December 2017), pp. 14–15, paras. 37–39.
- (38) Assembly of the African Union, 30th Ordinary Session, 28-29 January 2018, Assembly/AU/Dec.672 (XXX), para. 5 (ii).
- (39) UN Doc. A/73/144 (18 July 2018).
- (40) 石原孝「スーダン大統領、辞任」『朝日新聞』(11面) 2019年4月12日。
- (41) Al-Bashir, ICC-02/05-01/09-397-Corr, Appeals Chamber (6 May 2019), p. 57, para. 113.
- (42) *Ibid.*, p. 59, para. 116.
- (43) ICC-02/05-01/09-397-Anx1.
- (44) Assembly of the African Union, 32nd Ordinary Session, 10-11 February 2019, Assembly/AU/Dec.738 (XXXII), para. 6.
- (45) *Ibid.*, para. 5.
- (46) *Eg.*, Claus Kreß, “Preliminary Observations on the ICC Appeals Chamber’s Judgment of 6 May 2019 in the Jordan Referral re Al-Bashir Appeal,” *TOAEP Occasional Paper Series*, No. 8 (2019).
- (47) Al-Bashir, ICC-02/05-01/09-397-Corr, p. 97, paras. 212–213.
- (48) ICC-02/05-01/09-397-Anx2, pp. 91–92, paras. 198–199.
- (49) Al-Bashir, ICC-02/05-01/09-151, Pre-Trial Chamber II (26 March 2013), p. 11.
- (50) Al-Bashir, ICC-02/05-01/09-159, Pre-Trial Chamber II (5 September 2013).
- (51) 奥脇直也「協力義務の遵守について——『協力の国際法』の新たな展開」、江藤淳一編『国際法学の諸相』、信山社、2015年、21–22ページ。
- (52) Declan Walsh, “Al-Bashir Trial in Sudan Opens with Claim of \$90 Million Payment From Saudis,” *The New York*

*Times*, 19 August 2019.

- (53) Amnesty International UK, Press Release, “Sudan: Former President Omar Al-Bashir Must Not Escape International Justice” (16 August 2019).
- (54) *Supra* note 20.
- (55) 洪恵子「グローバル化と刑事司法」『世界法年報』第24号（2005年）、130ページ。
- (56) ICC-PIOS-Q&A-SUD-02-01/19\_Eng, p. 4 (May 2019).
- (57) 国際裁判官間の裁判官対話について、寺谷広司「国際法における『裁判官対話』——その理論的背景」『法律時報』第89巻2号（2017年）、63–69ページ。

---

たけむら・ひとみ 一橋大学准教授  
<http://www.takemurahitomi.com>  
[hitomi.takemura@r.hit-u.ac.jp](mailto:hitomi.takemura@r.hit-u.ac.jp)